



マンション管理組合様の 財産をお守りします！

 日新火災

 TOKIO MARINE GROUP
To Be a Good Company

2022年9月新設

履行保証保険(マンション大規模修繕工事用)

マンションの大規模修繕工事において、施工業者の倒産により工事請負契約が履行されないことでマンション管理組合様が被る損害を補償し、工事の再開と完了をサポートします！
安心して大規模修繕工事を実施するために、是非ご利用ください。

幅広い工事に対応



外壁・屋上・共用部等の大規模修繕工事、給排水管設備の大規模改修工事など、様々な工事が対象になります!!

保険金の使途制限なし

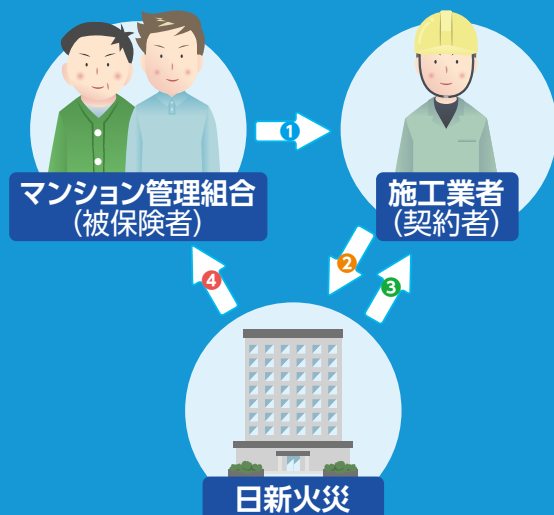


お支払いする保険金のご自由にご活用いただけます!

例 前払金、増嵩工事費用^(※1)、弁護士費用など

(※1) 代わりの施工業者に工事が引き継がれる場合に、引継ぎ工事において当初の工事の予算を超えて生じる追加費用をいいます。

本保険の仕組みの全体像



① マンション管理組合様から、大規模修繕工事の施工業者を募集する際に、本保険への加入を依頼します(例えば、保険加入を入札条件とするといった方法が考えられます。)

② 施工業者が日新火災に保険契約を申し込みます。

③ 日新火災で、施工業者の経営状況などを審査し、保険契約を締結します^(※2)。

④ 大規模修繕工事を履行せずに施工業者が倒産した場合は、日新火災からマンション管理組合様に保険金をお支払いします。

(※2) 審査の結果、保険の加入をお断りすることがあります。

補償の内容

● 保険契約者と被保険者



マンションの
大規模修繕工事を行
う施工業者

保険契約者 (= 工事受注者)



マンション
管理組合

被保険者 (= 工事発注者)

● 保険金をお支払いする場合

保険契約者である施工業者が、倒産によって保険証券記載の工事請負契約を履行できない場合に、被保険者であるマンション管理組合様が被った損害に対して、保険金をお支払いします。

※保険金をお支払いする要件として、以下が条件となります。

- ・保険証券記載の工事請負契約が解除または解約されていること
- ・保険証券記載の工事請負契約において、「施工業者の倒産により工事請負契約が解除された場合は、施工業者からマンション管理組合に対し請負金額の10%または1,000万円のいずれか低い額を支払うこと」が規定されていること

お支払いする保険金

- 保険金額として定めた額(工事の総額の10%の額とします。ただし、1,000万円を限度とします。)を、保険金として定額でお支払いします。
- 保険金の使途に制限はありません。工事の再開・完了に必要な費用のお支払い等に幅広くご利用ください。

お支払い例

業者A：当初マンション管理組合様が工事を発注した工事会社 業者B：業者Aの倒産により、引継ぎ工事を行う工事会社

工事の総額 (当初予定)	5,000万円	
工事代金の 払込状況	【業者Aへの前払金】 400万円	【未払額】 4,600万円
業者Aの倒産		
工事の総額 (工事再開後)	業者A 工事完成高 200万円	業者B 引継ぎ工事の見積額 5,000万円
主な損失内容	前払金の 未回収額 200万円	増高工事 費用 200万円

主な損失額：400万円

前払金の未回収額：200万円 + 増高工事費用：200万円

保険金額*

5,000万円 × 10% = 500万円 のため、
左記ケースでは保険金として500万円をお支払いします。
この保険金で、発生した主な損失(400万円)のほか、工事の再開・完了に必要な各種費用を補填いただくことが可能です。

※工事の総額の10%の額とします。
ただし、1,000万円を限度とします。

保険金をお支払いできない主な損害

- 保険契約者またはその者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風によって生じた損害
- 目的物引渡し後に発見されたその目的物の契約不適合の履行の追完に要する費用

など

※このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。この保険の詳細につきましては、ご契約のしおりをご参照いただくか、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。また、実際のご契約内容は、申込書をご確認ください。特にご注意ください事項を重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

※弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233

24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

0120-718-268

9:00~18:00 (平日)
9:00~17:00 (土日祝)



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町29-33
渋谷三信マンション603号

一般社団法人マンションあんしんセンター
代表理事 渋谷貴博

TEL:050-3479-1551